立命館大学法科大学院における「独占禁止法教室」の開催について

令和８年１１月６日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として、経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

１　日　時　　令和８年１１月１９日（木）
　　３時限目　１３：００～１４：３０

２　場　所　　立命館大学　朱雀キャンパス　２１３教室
　　京都市中京区西ノ京朱雀町１

３　講　師　　公正取引委員会事務総局審査局
　　審査管理官　小室 尚彦

４　対象者　　立命館大学法科大学院　学生

５　テーマ　　「最近の公正取引委員会における独占禁止法の運用動向について」

※　今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和８年１１月１８日（水）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先　　公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所　総務課
電話　０６－６９４１－２１７３
ホームページ　https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講義や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。法学部の授業（例：「独占禁止法」、「経済法」）や経済学部の授業（例：「産業組織論」、「産業経済学」）だけでなく、他の学部の授業でも開催しています。

競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えしています。

授業風景



実績（近畿地区）

年度	中高	大学	計
令和５年度	７校	１８校	２５校
令和６年度	１０校	１８校	２８校
令和７年度	３校	２０校	２３校

主な開催校（令和７年度 近畿地区）

大阪公立大学、大阪大学、関西大学、京都大学、近畿大学、甲南大学、神戸大学、神戸市外国語大学、帝塚山大学、同志社大学、奈良女子大学、兵庫県立大学、立命館大学、立命館大学法科大学院、和歌山大学など

感想

○　ニュースになった事例や実際に身の回りで起きていたことを交えて話してくれるので、理解しやすい講演だった。さらに、実際の事例について、私自身もよく知っている企業の名前も上がっていたので、少し身近に感じ、驚きました。

○　公正取引委員会について名前は聞いたことはあったが、具体的にどのような活動を行っているのか知らなかったので、この機会に知ることができ、関心が高まった。

○　経済学でてきた囚人のジレンマが実際の行政に応用されていることに驚きました。

○　プラットフォームビジネスの存在感の高まりと影響力の大きさを感じた。

お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
担当　　総務課
電話　　０６－６９４１－２１７３
メール　kinki_kouhou2173@jftc.go.jp



オンライン形式や少人数のゼミでも開催しています！